

勸 告	説明図表番号
<p>(2) 施設の維持管理の実施状況</p> <p>ア 施設の日常的な維持管理</p> <p>長寿命化手引きでは、廃棄物処理施設において、ストックマネジメントの考え方を導入し、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ることが重要とされている。</p> <p>また、廃掃法第9条の3第5項において、市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条の5第1項に定める維持管理の技術上の基準に従い、施設の維持管理をしなければならないと規定されており、当該基準において、施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこととされている。</p> <p>今回、調査対象77施設について、施設へのごみの投入状況を調査したところ、以下の状況がみられた。</p> <p>(7) 稼働日1日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績</p> <p>調査対象77施設について、処理能力を超えたごみの投入が行われていないかどうかの観点から、当省において、稼働日1日当たりのごみ処理量と施設全体の処理能力を基に、平成25年度における稼働日1日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績（(年間処理量/施設の稼働日数)/1日当たりの施設の処理能力×100）を算定すると、60%以上70%未満が最も多く25施設（32.5%）、次いで50%以上60%未満が15施設（19.5%）となっている一方、1施設（1.3%）において100%を超えており、1日当たりの施設全体の処理能力を超えたごみ処理が行われている状況がみられた。</p> <p>当該100%を超えた施設における処理能力に対する処理実績は104%であり、100%を超えた理由として、施設に持ち込まれたごみの量が多かったためとしているが、処理実績が100%を超えた平成25年度における稼働日数は306日であり、23年度の317日、24年度の319日に比して少ない日数となっており、稼働日数を増やすことにより、1日当たりの処理能力を超えないよう処理することが可能な状況となっている。</p> <p>(イ) 炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた稼働日1日当たりの処理能力に対する処理実績</p> <p>ごみ焼却施設の処理能力は炉ごとに設定されているため、例えば、施設全体の処理能力が300t/日であっても、当該施設が3炉構成であり、各炉の処理能力が100t/日の場合、1炉で運転した日の処理能力は100t/</p>	<p>表2-(2)-ア-①</p> <p>表2-(2)-ア-②</p> <p>表2-(2)-ア-③</p> <p>表2-(2)-ア-④</p>

<p>日となり、施設全体の処理能力 300t/日との間に 3 倍のかい離が生じることとなる。</p> <p>このため、2 炉以上の複数炉で構成される施設については、炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえて施設の処理能力に対する処理実績を算定する必要がある。</p> <p>調査対象 77 施設のうち、複数炉で構成される 71 施設について、炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた場合の処理能力に対する処理実績を算定すると、80%以上 90%未満が最も多く 25 施設 (35.2%)、次いで 90%以上 100%未満が 23 施設 (32.4%) となっている一方、100%を超えるものが 4 施設 (5.6%) みられた。</p> <p>一方、環境省は、廃掃法施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 1 号において、施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこととしているものの、当該規定が炉の損傷や生活環境上の影響が生じることを防ぐための規定であることや、複数炉構成の施設の場合は、各炉の運転状況を踏まえた処理能力を基にごみの投入量を決定する必要があることまでは、市町村等に対し周知を行っていない。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、環境省は、施設の適切な維持管理を確保する観点から、市町村等に対し、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 廃掃法施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 1 号の趣旨を周知するとともに、稼働日数の調整等により施設の処理能力を超えたごみの投入を行わないよう助言すること。</p> <p>② 複数炉で構成されるごみ焼却施設の場合は、各炉の運転状況を踏まえた処理能力を基にごみの投入量を決定するよう助言すること。</p>	<p>表 2-(2)-ア -⑤</p> <p>表 2-(2)-ア -⑥</p>
--	---

表 2-(2)-ア-① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（一般廃棄物処理施設の維持管理等）

第 8 条の 3 第 8 条第 1 項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第 2 項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第 9 条第 1 項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

2 （略）

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）

第 9 条の 3 （略）

2～4 （略）

5 第 1 項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、第 8 条の 3 第 1 項に規定する技術上の基準及び当該届出に係る第 1 項に規定する第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第 8 項の規定による届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

6～12 （略）

表 2-(2)-ア-② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）（抜粋）

（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）

第 4 条の 5 法第 8 条の 3 第 1 項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

二～十六 （略）

2 （略）

表 2-(2)-ア-③ 稼働日 1 日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績（平成 25 年度）

（単位：施設、％）

区分	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100% 以上	合計
	以上 40% 未満	以上 50% 未満	以上 60% 未満	以上 70% 未満	以上 80% 未満	以上 90% 未満	以上 100% 未満		
施設数	6	10	15	25	14	4	2	1	77
割合	7.8	13.0	19.5	32.5	18.2	5.2	2.6	1.3	100

（注） 1 当省の調査結果による。

2 稼働日 1 日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績は、（（年間処理量/施設の稼働日数）/1 日当たりの施設の処理能力×100）により算定した。

3 「割合」は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 2-(2)-ア-④ 稼働日 1 日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績が 100%を超えている施設の概要

【愛知県岡崎市八帖クリーンセンター1号炉】

施設全体の処理能力が 100 t/日、1 炉構成の施設であり、平成 25 年度の処理量は 31,702t/年、稼働日数は 306 日となっている。

上記の処理量及び稼働日を基に算定した稼働日 1 日当たりの処理量は 104t/日となり、稼働日 1 日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績は 104%となっている。

これについて、同施設は、100%を超えた理由として、施設に持ち込まれたごみの量が多かったためとしているが、平成 25 年度の稼働日数は 306 日であり、23 年度 317 日、24 年度 319 日に比して少ない日数となっていることから、稼働日数を増やすことにより、1 日当たりの処理能力を超えないよう処理することが可能な状況となっている。

表 八帖クリーンセンター1号炉における処理量、稼働日数等（平成 23 年度から 25 年度）

区 分	平成 23 年度	24 年度	25 年度
年間処理量 (t/年) (a)	31,190	30,927	31,702
稼働日数 (日) (b)	317	319	306
1 日当たりの処理量(t/日) (c=a/b)	98	97	104
稼働日 1 日当たりの施設全体の処理能力に対する処理実績 (%) (c/施設全体の処理能力×100)	98	97	104

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑤ 炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた稼働日 1 日当たりの処理能力に対する処理実績（平成 25 年度）

（単位：施設、％）

区分	40% 以上 50% 未満	50% 以上 60% 未満	60% 以上 70% 未満	70% 以上 80% 未満	80% 以上 90% 未満	90% 以上 100% 未満	100% 以上	合計
施設数	1	3	4	11	25	23	4	71
割合	1.4	4.2	5.6	15.5	35.2	32.4	5.6	100.0

（注）1 当省の調査結果による。

2 調査対象 77 施設のうち、複数炉構成の 71 施設について記載した。

3 炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた稼働日 1 日当たりの施設の処理能力に対する処理実績は、 $(\text{年間処理量 (平成 25 年度)} / \text{稼働日数}) / ((1 \text{ 炉のみでの運転日数} \times 1 \text{ 炉分の処理能力} + 2 \text{ 炉での運転日数} \times 2 \text{ 炉分の処理能力} + 3 \text{ 炉での運転日数} \times 3 \text{ 炉分の処理能力}) / \text{稼働日数}) \times 100$ により算定した。

4 「割合」は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 2-(2)-ア-⑥ 炉ごとの処理能力と運転状況を踏まえた稼働日 1 日当たりの処理能力に
 対する処理実績が 100%を超えている施設の状況（平成 25 年度）

区 分	旭川市近文 清掃工場	川越市資源 化センター 熱回収施設	香川県東部 清掃施設組 合香川東部 溶融クリー ンセンター	飯塚市クリ ーンセンタ ー清掃工場
施設全体の処理能力 (a)	280	265	195	180
(炉ごとの処理能力)	140	132.5	65	90
(炉数)	2	2	3	2
稼働日数 (b)	349	346	353	287
1 炉のみでの運転日数	143	166	(205)	287
2 炉での運転日数	206	180	(0)	0
3 炉での運転日数	-	-	(282)	-
炉ごとの処理能力と運転日数を踏 まえた稼働日 1 日当たりの施設の 処理能力 (c)	222.64	201.43	89.67	90.00
年間処理量（平成 25 年度）(d)	79,106	70,462	32,083	26,823
稼働日 1 日当たりの処理量 (e=d/b)	226.66	203.65	90.89	93.46
施設全体の処理能力に対する処理 実績 (f=e/a*100)	81.0	76.8	46.6	51.9
炉ごとの処理能力と運転日数を踏 まえた稼働日 1 日当たりの施設の 処理能力に対する処理実績 (g=e/c*100)	101.8	101.1	101.4	103.8
差 (g-f)	20.8	24.3	54.8	51.9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「炉ごとの処理能力と運転日数を踏まえた稼働日 1 日当たりの施設の処理能力」は、以下の計算式により算定した。

(1 炉のみでの運転日数×1 炉分の処理能力+2 炉での運転日数×2 炉分の処理能力
 +3 炉での運転日数×3 炉分の処理能力) / 稼働日数

3 香川東部溶融クリーンセンターの「稼働日数」については、「1 炉のみの稼働日数」、
 「2 炉での稼働日数」及び「3 炉での稼働日数」を把握できなかったことから、第 1
 号炉から第 3 号炉それぞれの稼働日数及び全炉停止日数を把握しており、表中は()
 で記載した。

なお、同施設の「炉ごとの処理能力と運転日数を踏まえた稼働日 1 日当たりの施
 設の処理能力」については、以下の計算式により算出している。

(第 1 号炉の運転日数+第 2 号炉の運転日数+第 3 号炉の運転日数) × 炉ごとの処
 理能力 / 稼働日数